会議名称: 平成28年度6月期古賀市社会教育委員の会議

日 時: 平成28年6月20日(月) 19時~21時

場 所: 古賀市役所 第2委員会室

主な議題:①古賀市社会教育施設使用料減額団体登録について

- ②「第3回古賀市生涯学習笑顔のつどい」について
- ③『家庭の教育力』と『地域の教育力』について(グループ討議)

傍聴者数:なし

出 席 者: 松本議長、加藤副議長、平島委員、船越委員、角森委員、

國友委員、佐々木委員、松末委員、横大路委員

(以上委員9名)

力丸生涯学習推進課長、柴田参事補佐、野田

欠 席 者:安武委員

事 務 局:生涯学習推進課社会教育振興係

配布資料:①レジュメ

- ②古賀市社会教育施設使用料減額団体登録について
- ③平成28年度5月期社会教育委員の会議グループ討議ノート

会議内容:以下のとおり

委員:

みなさん、こんばんは。時間になりましたので始めたいと思います。

本日は清水教育部長がおみえになっています。

(清水教育部長、あいさつ)

事務局:

公務のため、教育部長は退席いたします。

委員:

お忙しいところありがとうございました。

(清水教育部長、退席)

委員:

今日は社会教育使用料減額団体の登録についての審議が一番大きな柱になるかと思います。

それでは、「2.協議事項(1)社会教育施設使用料減額団体登録について」、事務局からお願いします。

事務局:

この件につきましては、先月の会議で申し上げましたとおり、古賀市情報公開条例第7条第4号の不開 示情報にあたりますので、公開とするか、非公開とするか。また公開とした場合、会議録等を特定の委員 の発言として表記するか否かを、今一度ご協議いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

委員:

前回もこのことを問われまして、市民の皆さんにオープンにして信頼される場にしたいということでオープンにしましたので、今回もその原則は変わらないという事で、よろしいですか。

(意見なし)

委員:

では公開ということでお願いします。議事録には委員の名前を伏せるということでお願いします。

減額団体の申請が全部で50団体ありまして、事前に配布されていましたので、各委員には事前に目を通していただいているかと思います。この50団体は昨年度も公民館減免団体として登録されていた、と考えていいですか。

事務局:

公民館減免団体として対象だった団体が大半ですが、今まで申請されていなかった団体、そもそも中央 公民館研修棟を使用していなかった団体などもあります。

委員:

私は公民館などの施設を使った経験があまりなくて、日ごろ使われているみなさんの方が詳しいかと思いますので、ご意見をいただきたいと思います。最終的な、登録するかどうかは教育委員会で決定するということですが、そのための意見を聴取ということで始めたいと思います。

全部で50団体ありますが、一覧表1ページ目の24番から32番まで、意見、質問等ありましたらお出しください。

24番、「ユカリクラシックバレエ」、いかがですか。私が目を通したところ、どの団体も会員数や市内在住数、直接的な社会貢献かという点は基本的には適用されているようですが。

委員:

会費のことですが、規約と決算書・予算書、会員数と合っていませんが。決算書では会費 1,000円×10人で1万円となっていますが、予算書では5,000円×41人。

会費などはその団体の任意性・自主性だからいいんですよね。営利を目的としているわけではないですから。

事務局:

今回の申請では予算書を2枚出されている団体などもありまして、今回、通常の使用料300円から500円に上がる関係で減額されたとしても、今までの会費での運営は難しいからということで、減額になるときは会費がOO円、減額にならなかったらOO円にするということで、流動的になっています。

それぞれの団体で、いろいろ考えて申請されていて、使用料が今までの300円のままであったりと、 こちらも統一したものをお示ししていなかったので、今回は、会費や使用料については、書類を訂正して、 再度提出してもらったりということをしておりません。

委員:

そういう書き方をしている団体もありましたよね。減額団体として認められると仮定してということで ね。

ではご意見がなければ次にすすみます。

25番、「子どもクラシックバレエエトワール」。

委員:

活動の内容を見ると、文化祭に参加するということだけで、公益活動をして還元していると見えないので、私としてはどうかな、と思いました。

委員:

社会貢献の活動実績が少ないのではないかということですね。

委員:

自分たちの発表をしているだけなんじゃないか、ということです。それはそれでいいかと思いますが、 審査条件の中に「『成果が多くの市民に還元されるものであるか』を見る」とありますので、そういった 視点からは対象外かと思いました。

委員:

他にご意見はありませんか。

委員:

実際に文化祭以外に、何もされてないんですか。

バレエのレッスンと書いてありますよね。

委員:

時間がかかりそうなので、一覧表でまとめて意見を出していただこうかと思います。 26番から32番までご意見のある方はどこからでも構いませんので、意見をお願いします。

委員:

26番「古賀ベースボールクラブ」の内容なんですが、これはただ野球の試合に出る、というだけで、通常のスポーツクラブと同様に、自分たちが楽しむためだけだと思うのでこれは対象外だと思います。ただ、青少年育成ということが目的ですので、子どもたちを集めて、ベースボールのクラブ活動を通して、子どもを育てるという、青少年育成に関しましては、そのこと自体が社会貢献ではないかと思いますが。

事務局:

今おっしゃった件なんですが、青少年健全育成でありますとか、介護予防ということで、それはもちろん社会貢献ということになるんですけれども、そう考えるのか、もしくは、塾であるとか習い事の一環ではないか、という考え方もあるので、そこを整理したいと思っておりまして、青少年健全育成ということで言えば、24番、25番、26番については対象となるんですけれども、社会貢献というところも含めて考えると、講師の先生がお金をもらっていらっしゃるとか、特定の子だけに教えているといったことで、私どもとしては、習い事の一環というふうに考えたらどうか、と思っておりますので、その辺も含めてご意見をいただければと思います。

委員:

3 1番「市民オーケストラ」ですが赤字団体なので心配で、演奏会をやっておられて出演メンバーもいらっしゃるんですが、会員の方が非常に少なくて、非常に苦労しているがわかるんですね。なので、別の意味からも応援をしていかないといけないと思うんですよ。

委員:

成り立たないような人数ですね。

委員:

先日も演奏会がありましたが、8割ぐらいは賛助出演の方でその方にお支払いをされる金額もばかにならないと思うんですね。

委員:

でも、成り立たないのであれば、身の丈にあった発表の仕方もあると思うんですよね。

他の団体との合同コンサートであるとか、年に何回もされているのを1回減らされるとか、考える余地 があるんじゃないでしょうか。

委員:

市の公募型補助金も受けておられるようですが今年までということなので。

委員:

団体で自助努力をしていただかないといけないと思います。

委員:

事務局は赤字というのはつかんでいますか。

事務局:

赤字であるということは認識しております。こちらは、基本的に練習活動を主にされていますので、社会貢献という意味合いからいうと、非該当かと思っておりますが、仮に演奏会をされるという場合には、ホールの使用については減免の申請をしていただく、といった支援ができないかと考えております。

委員:

すごい社会貢献とか、そういうところは読めば読むほどわからなくなったので、私は予算書を見ました。活動内容は、「貢献していますよ」ということが書かれていると思うし、その一つ一つの団体を私はよく知らないので、講師料や新年会の宴会費など、自分たちのために使われているようなものを、全体の収入との割合で示しているかというと、7割8割、占めているところもあれば、2割1割のところもあるんですね。

そういう中で、講師料や受講料の方に7割8割いくのであれば、社会貢献しています、とおっしゃっても、 それは自分たちが学んだことを発表する場であると思うので、そういう線の引き方はどうかなと思いました。

それから、市の補助団体、市が直接補助している団体、あるいは社協が直接補助している団体は割と公的な働きがあるのかな、と思います。

「この団体の補助をすれば、この団体もしないといけない」と、一覧を見ると迷いますが、公共施設の減免はどこの市町村も厳しなっていますので、やはり講師が代表者であるとか、講師にいくであろう報酬、新年会の宴会費であるとか、そういうところの収入に対してのお金の使い方の割合はどうかということで見てみたら、半分くらいは非該当となりました。

委員:

予算の使い方も一つの基準になるのではないかということですね。

一般的な教室を市内のいろんなところでやっていると思うんですけど、やはり講師料がものすごく大きな金額になっているものがありましたので、そこは収益費的な活動を、講師が団体を通してやっていると見られなくもないので、その辺を気をつけたほうがいいと思いました。

委員:

他にご意見がないようでしたら、一覧の2ページ目に移りたいと思います。

33番から41番までご意見をお願いします。

委員:

フォークダンスの同好会が何団体もありますが、同じような活動をされて、同じような報告書を書かれているところは、一つの団体が分割して場所を割り当てて使っているのではないかと見られるので、もしそういうことであれば、他の団体が使える日数が少なくなるので、その辺もチェックが必要だと思いました。

委員:

ほぼ全部一緒ですよね。

委員:

申請用紙の1ページ目も同じ字なんですよね。

委員:

全くコピーペーストされていますよね。

委員:

実績報告は一緒ですよね。

委員:

全く別団体ですか。

委員:

使っている曜日や時間は違いますよね。

委員:

活動報告と活動予定はほとんど一緒ですよね。内容が 1 行目だけが変わっていて 2 行目以降は一緒といったような。

この件はここでは確認できないと思いますが、後で確認してほしいと思います。

事務局:

フォークダンスの複数の団体の申請が似たものではないかというご指摘ですが、他の団体でも、「書き方がわからない」と言われる団体が本当に非常に多くて、フォークダンス同好会は活動の曜日のそれぞれのグループを作っておられて、1人の方で複数のグループに入っておられる方もいらっしゃって、お仕事をされていて、申請書類の作成に強い方が他の団体の分も作成されていますので、似たような書類になっているかと思います。もともと一つのフォークダンス同好会が曜日によって分かれた団体なので、合同事業も多くて、社会貢献を行なった場所が一緒になっています。

また、各団体の上にはフォークダンス協会があるんですけども、あくまでもフォークダンス協会の事業 じゃなくて、それぞれの事業を記載してくださいということで、お話をしていますので、このような形の 書類が出ております。

委員:

講師料がすごく高いんですよね。会費の78%くらいは講師料なので、習い事かと思います。

社会貢献として施設に行くことでも、そういう指導がいるんでしょうけども、それはあくまでも発表したいだけで、前も平島委員が言われていましたが、それを生きがいのものとしてとらえるのか、社会教育の中でとらえるのか、全然違うと思うんですね。

生きがいづくりとしてとらえるならば、その部署から補助をするなどの形にして、施設を使っていけないわけではないから減額をする必要はないんじゃないかと思います。

委員:

フォークダンスをされている方と個人的に話をして、一人一人ご意見は違うと思いますが、自分たちが好きでやっているから、別に使えなくなるわけではないから、正式な料金を払って使ったほうが堂々と使えるとおっしゃっていました。

委員:

大本に戻って、社会教育を減免とするのか、2次的な社会貢献、直接的な社会貢献をしていなければだめにするのか、その大本のところまず話さないと、進まないと思うんですがいかがでしょうか。

事務局:

説明会などでは、「自分たちの自己研鑽をしたものの発表の場を求める活動については、認められませんよ」と説明をしています。

ただし設立趣旨として、自分たちが研鑚を積んだものをツールとして、自分たちが高齢者施設で市民を

元気にすることが目的になっていて、そのために練習をするのか、自己研鑚を経て、先ほど出ましたが発表したいので、その場を求めていくのか、その違いに出てくるのかな、と思います。

あくまでも直接的社会貢献を主体においてください、ということで説明をしています。

議長:

大本は一昨年度、社会教育委員の会議で答申を出しまして、要綱がつくられていますので、それに基づいてやるしかないですね。あとは活動実績、先ほど横大路委員から出たように、たった1回しか活動がない、そういったところで考えていくしかないんじゃないかなと思います。非常に難しいんですが、厳密に考えていくと会議が進みませんので、そこはご了解願います。

2枚目については以上でよろしいですか。

では3枚目、42番から50番までで、ご意見や質問があればお願いします。

委員:

49番「福岡ヨーガ道友会」ですが、収益活動になるのではないかと思います。受講料イコール講師謝金なんですが、この講師謝金に対して社会貢献としてまったく見られないと思うんですね。これはさっき言ったように、一般で行われている教室を公民館でやっている、というふうに見られるので、これはちょっと対象外だと思います。ここまでお金集めているのならばそんなに困らないと思うんですよ。こういう活動は公民館でやることではないと思います。

委員:

指導料や講師謝金についてご意見が出ておりますが、他の意見はありますか。

委員:

身体一つの活動だから、お金はそんなに要らないのかなと思ったんですけど、計算すると講師謝金と懇親会のお茶代・食事代を入れると、88%が自分たちの活動にお金が使われていますので、講師料と受講料ということで集めていらっしゃる分以外は会場使用料・エアコン代と雑費ですが、私も非該当になるのではないかと思います。

委員:

指導料についての事務局の見解はいかがでしょうか。

事務局:

事務局で一度検討した時に、自己資金を潤沢に持っていらっしゃる、繰越金をかなり持っていらっしゃるような団体であるとか、講師謝礼が高い場合については、年間がどれぐらいがふさわしいかという話をしていて、そのあたりも含めて、減免がふさわしいかどうかを判断していきたいと思っています。

繰越金が100万円という団体もありましたね。

事務局:

自分たちが「こういったことをしたい」ということで集まって講師を呼んで謝礼を支払われている場合と、講師が自分で教室をやりたくて生徒を集めている場合があるので、分けて考えたいと思っています。 その先生に師事するために集まって、というようなこともありますので、その辺はシビアに見ていきたいと思っています。

委員:

書類からは見えませんが、どうやってみるんですか。

事務局:

普段の活動や、来館されたときの会話から職員である程度取材をしているのと、中身を見てわからない ところは直接お尋ねすることができます。

委員:

3枚目は以上です。後で気づいた点がありましたら、順番に関係なく最後にまとめて出してください。 4枚目、51番から59番までお願いします。

委員:

どの団体も自分たちが楽しむための活動をして、発表の場を求めていろんなお祭りや敬老会に参加されているのではないかと思います。

委員:

55,56番の日本の伝統芸能を守っている団体はぜひ活動を継続してほしいと思います。

委員:

逆に日本の伝統芸能を大切に守って継続していただいているところは登録してはどうかという意見です。

事務局:

伝統芸能を守っておられるのはよく分かりますが、後継者育成という活動はされているのでしょうか。

委員:

反省しなければいけないところですが、全ての活動においてそういったことができていないので、今の ままでいくと、なくなってしまうかと思います。民謡にしても、以前はもっとたくさん団体があったんで すが今は1団体しか残っていません。

委員:

伝統芸能という中で、私はわからなくて申し訳ないんですが、相撲甚句などは古賀市独特のものですか。

委員:

そうではありませんが、古賀市の内容もつくっておられます。

委員:

伝統芸能というと、お茶もお華も日舞も伝統芸能だと思うんですよね。けれど、古賀市独特の伝統文化を伝えてらっしゃる場合はいいのかなと思います。後継者というところもあると思うんですけども、伝統芸能の捉え方が、古賀市独特の文化を少ない人数でも頑張って、伝える活動をされていたら該当になるのかなと思います。

日本文化全体の伝統芸能としてとらえていくのか、古賀市独特の伝統文化として捉えていくのか住み分けをしたら、いいのかなと思います。

委員:

減額を行う団体の登録に係る評価基準というのがあって、基本的に評価基準に適合するかどうかで松末 委員も言われていましたが、それで判断していかないと非該当になった団体に対して、「こういう理由で 減免ができませんよ」という理由をきちんと言えなくて、相手も納得されないと思います。

だから、例えば伝統文化は、『半面会』の活動を見たことがありますが、面白いし、こういったものが 続いてほしい、と思うんですけど、もし、減免されないと成り立っていかないというのであれば、例えば 芸術文化の予算からそういった団体に対して補助金を出すとか、そういう考え方もあるんじゃないかと思 います。

委員:

私もそう思います。使用料を半分にするとかしないとかじゃなくて、その活動を支援する、古賀独特の 残していく必要がある、子どもたちに伝える必要があるというものは違った部分で助成をしていてはどう でしょうか。

委員:

来年度、すぐにそういう予算がつくとは思えないんですが、考え方としてはそういう考え方もありかと 思います。

委員:

私たちが笑顔のつどいの出演団体で考えていた団体の申請がなくて、そここそが古賀の独特な文化を伝

統しているところで、そちらは公民館では練習せず、地元の公民館を使って練習をされていて、公民館を使用すれば、減免がされるんでしょうけれども、今回申請があった団体が公民館を使って減免される意味はそんなにないんじゃないかな、という気がします。

委員:

補助は公的な補助という意味ですか。

委員:

この団体を本当に大事にしようと思うんだったら、財政課が出している公募型の補助金もありますので。

委員:

もらっていらっしゃるところもありましたね。

委員:

公的な補助の検討はいかがでしょうか。

事務局:

補助金を出す行為そのものがかなり現状では難しい状況になっていますが、金銭的な面だけではなくて、こういった方がいますよという紹介する、などの支援はできるのかと思いますが、経済的な支援を市から 個別の団体に行なうというのはなかなか難しい現状です。

委員:

文化協会などの大きな団体からはどうですか。

事務局:

恐らく文化協会も市から潤沢な補助しているわけではないので、補助を出すというのはなかなか厳しい のではないかと思います。

委員:

予算が限られた中での分配の話になるので、非常にむずかしいと思います。

前の会議でも言いましたが、せっかく立派な施設ができるので市民の皆さんが楽しく使えるようにして ほしいというのが希望で、もし減額にならなければその方に、どういう基準で落ちたのか説明しなきゃい けないと思うんですけど、それをきちんと説明できるようにしてほしいと思います。

委員:

減額にならなくても、使えないということではないので、そこで納得いただいて、この明確な基準、

「公共的なことに直接的な貢献をしていただくこと」ということで、この相撲甚句さんも後継者を育てるような、小学校に行って指導するとか、そういう活動を今年度していただけたら来年の登録に復活できるんじゃないかな、と思うので、その辺をお伝えして、「こういうやり方がありますよ」、というふうに、導いていくのも私たちの審議の仕方なのかな、と思います。

委員:

それでは次に進みたいと思います。

5枚目、60番から68番までご意見をお願いします。

委員:

こちらの団体も大概が発表の場という感じがほとんどだったんですね。よくわからなかったのは67番「九州鉄道OB会」。こちらはボランティアサークルみたいな活動をされていて、公民館を何に使うんだろうかと思いました。

先ほどから言われていることを考えると、ほとんどが減額にならないかなという気がしています。「この団体こそお手本だ」という団体はありましたか。「こういう活動だったらちゃんと認められる」といったような、シビアな目で見ていくと、どこも非該当になりそうです。

委員:

6 4番「市老連いきいきクラブペン習字」ですが、これは特別支援学校中学部の書道指導とかをされているので、自分たちの活動が公益性の高い活動につながっているんではないかと思いました。日本歌謡連盟も歌を歌う活動されていますが、それとは別に清掃作業を定期的に年に数回入れられています。

これは活動そのものが公益性はあるとは考えられないんですが、こういった活動入れられる、ということを少し考慮してもいいかなと思いました。

委員:

道路清掃、河川の草刈りと積極的されていますね。

事務局:

そのご意見に関してなんですが、事務局として、こういったすばらしいボランティアをしていただくのは大変ありがたいことなんですけれども、あくまでも、社会教育活動をされて、その延長としてそのツールの技術の伝達だとか、そういったものに伝えていただきたいという思いから、考慮しないとは言いませんが、こちらに重きを置くことがないようにしたいと考えています。

委員:

「出前講座」として活動されている団体は行った施設の人たちを巻き込んでいろいろ指導しておられる んでしょうから、出前講座をしておられる団体は減額の対象としてみていいんでしょうか。どこでくくっ たらいいかが、よくわかりません。

委員:

65番「吉住歌謡教室」は出前講座を登録されていて、依頼が来て市から連絡してそこに行っていただく、といったものですか。

事務局:

こちらの場合は、いわゆる古賀市のコミュニティ推進課で行われている出前講座ではありません。 各行政区や福祉会が「何かこういうことしたいんだけど何かいい団体はありませんか」と文化協会にお尋ねされて、文化協会がご紹介されて、あとは団体とそこの地域の方との話になりまして、うまくいったら翌年も文化協会を通さなくて直接、依頼されたり、といった出前講座になります。

委員:

それは報酬をもらわれているんですよね。

委員:

謝礼を払っておられる地区もありますが、ないところもあります。謝礼というか、もらったお金は用具 を運搬したり、といった経費に使われています。

委員:

その場合は収入としてあげていない場合もあるということですよね。

委員:

支出で用具運搬ということが載っていないので、講師謝礼として収入であげているところもあれば載せていないところもあるんですよね。

委員:

どうしても荷物を運んだりするので、文化協会を通して依頼する時には依頼者に「一律5000円いただきます」と言っています。ただ、言わなかった場合は先方が用意しておられるところも多いんですよね。「いくらぐらい出せばいいんですか」と聞かれたときに「5000円お願いしています」と言っています。敬老会なんかもほとんど予算を組んでおられますし。

委員:

「太鼓原人」でも夏祭りで各地区を回ったときに、謝礼がばらばらだったようです。

委員:

謝礼というより費用弁償みたいなものですよね。

委員:

では6ページをお願いします。

70,71,72番は表がグレーになっていますがどういうことですか。

事務局:

書類を出していただいているんですが市内の人数の割合が7割に満たない団体です。それでも人数の割合が上がっても非該当ということもあるかと思いますので、要件には満たないんですが、入れさせていただいております。

また、73番の古賀三線島唄会なんですが、平島委員が会員でおられますので、本来ですと「除斥ということ」になりますが、おられても構わない、ということであれば、このまま継続してご審議いただきたいと思います。ご判断をお願いします。

委員:

よろしいでしょうか。

(意見なし)

委員:

では遠慮なく、ご意見をお願いします。

委員:

70番の「しきなみ短歌会」ですが、「倫理研究所家庭倫理の会」が母体になっていて、『要件に満たない』とはなっていますが、規約の中に「倫理研究所家庭倫理の会内に本部を置く」となっていたりするので、どうかなあと思いました。

委員:

実践報告でみると子ども体験教室もされているのでいいと思いますが。

委員:

もともと倫理研究所自体がお母さんや子どもの悩みをきいている団体のようです。

事務局:

簡単に説明いたしますと、倫理研究所そのものは、国の生涯学習局の管轄でありまして、講演会などで 市の後援をすることもあるんですが、特段、偏った団体であるという判断をしておりません。

7 1番の「いちごみるく」ですが、活動報告書に「会員」だけとなっているので、正直でいいのかもしれませんが、直接的な社会貢献にはなっていないと思います。

委員:

では、6枚がすべて終わったんですが、全体を通して何か言い忘れたとか、もう少し意見を述べたいということはありましたら、お願いします。

委員:

会の始めに言われた青少年の健全育成のスポーツ団体をどう考えるか、ということが出ていましたが、 個人的な意見を言わせてもらうと、教室と思われるサッカーのチームや野球のチームは、非該当がいいの ではないかと私は思っています。そうしないと今、検討してきた高齢の方がかかわっている生きがいづく りの活動はだめで、青少年と名がつけば何でもいいのか、となるのは違うかなと思います。

教室と考えられるようなスポーツクラブは、ちゃんと使用料を取ったほうがいいと思います。

委員:

他に意見がなければ終了したいと思います。

事務局:

委員から意見もありましたように、自分たちの活動主旨が社会貢献をするということに特化したものか、 考えていきたいと思います。

これは申請が今年度で終わるものではないので、半年後に申請しなおす時に、自分たちの活動の考え方を新たにされているところがありましたら、該当することにもなろうかと思いますので、私たちも考えながらやっていきたいと思います。

委員:

事務局は大変でしょうが、よろしくお願いします。

では、「(2)『第3回古賀市生涯学習笑顔のつどい』について」、事務局よりお願いします。

事務局:

『笑顔のつどい』についてですが、いくつか報告がございます。

1点目は助言者の宇美町の黒田図書館長にお願いしましたところ、快くお引き受けいただきました。

2点目ですが、『りんコール』もアトラクションを快く引き受けていただくことになりまして、ただその中で、高齢者の方が多く、朝すぐだと声が出づらいので、できれば最後の方に出演したいということでした。以前の会議で「アトラクションは最初と最後で分けてやってもいいんじゃないか」、「歌で締めく

くってもいいのではないか」というご意見がありましたので、『りんコール』には最後の締めとして出演いただく、ということでお伝えしております。

3点目ですが、5月の広報でオープニング映像、エンディング映像の写真の募集をしましたところ、応募がなく、最後は『りんコール』の歌で終わるということもありますので、エンディング映像は作成せず、オープニング映像の笑顔の写真のスライドのみ作成しようかと考えております。その点につきましては、映像班の委員と、一緒につくっていきたいと思いますし、内容につきましては、進行班の委員とおつくりしたいと思いますので、個別に連絡させていただきたいと思います。

4点目ですが、アトラクションの『古賀キッズブラス』と『りんコール』の多目的ホールでの打ち合わせ、リハーサルについてですが、27日が『りんコール』の活動日になりまして、15時ぐらいまで通常の活動をされていて、終了後リーパスプラザに来ていただけるということで、15時半から16時くらいから多目的ホールのほうでリハーサルをしたいと思います。

『古賀キッズブラス』ですが、火曜日と木曜日が活動日となっておりまして、できれば木曜日の活動日にリハーサルをしたいということですので、28日の18時から多目的ホールでリハーサルをしたいと思いますので、ご都合のつく委員にもご参加いただければと思います。

また、実践報告の3団体なんですけれども、一度事前に昨年度同様、内容を見せていただいて、また前日のリハーサルで入れ替えの練習ですとかを詳しくできればと思っております。

今、『古賀東中学校PTCA学習支援委員会』と『古賀市緑のまちづくりの会』へ予定を聞きました ら、20日か22日がいいということでして、時間も19時頃から始めたいと考えております。

できれば委員の皆さんにもご参加いただいて、「ここはこう変えたらわかりやすいんじゃないか」、「ここの内容も欲しい」といった意見を出していただきたいと思います。

実践報告団体の予定が合わなければ2日に分かれて、最後の8月6日に3団体あわせてリハーサルということもできるのか、と考えています。

委員:

では、事務局のほうで、スケジュール調整をお願います。

事務局:

8月6日は時間を決めてないんですが、前日リハーサルと会場準備をしたいと思いますので、皆さん予定を空けていただければと思います。

委員:

7月の会議の際に、参加できる方の調整を行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

私から提案なんですが、時間配分のプリント見ていただいていいですか。

あいさつについてですが、「笑顔のつどい」は社会教育の分野ですので教育委員会の主催なんですが、 教育長の出番がありません。市長の次にあいさつが2つ続いても良くないと思いますので、私、議長は 「始めのことば」を行ないまして、「終わりのことば」として教育長に締めていただきたいと思うんです が、いかがでしょうか。

市長は市長としてごあいさついただいて、「終わりのことば」を、教育部門のトップある教育長に、評価や今後のことも含めて、締めていただこうかなと思いますが。

(意見なし)

委員:

では、そのような内容で行なうということで、7月の会議で詳細なスケジュールを決めたいと思います。 『笑顔のつどい』については以上ということで、「(3) グループ討議」に移ります。

(グループ討議)

委員:

「3. 報告事項『リーパスプラザこが交流館開会式について』」、事務局からお願いします。

事務局:

「リーパスプラザこが交流館開会式」についてですが、本日、皆さんにご案内状を差し上げております。 日時は平成28年8月1日の月曜日10時から、場所につきましては、リーパスプラザこが交流館の玄 関前に『大庇』で行ないます。

市長のあいさつやテープカットなどを簡単に行ない、その後は自由に交流館内を観覧していただくという内容になっております。開館式に間に合わなくても、15時まで開館しておりますので、ゆっくり見ていただければと思います。よろしくお願いします。

委員:

それでは「4. その他」にいきたいと思います。 まず、各委員から何かご紹介があればどうぞ。

(委員より「星の子文庫の七夕会」の周知)

委員:

他に無いようですので、「その他(2)~(6)」について、事務局からお願いします。

(「(2)市町村社会教育委員新任者研修会」、「(3)『第36回古賀市同和問題を考える市民のつどい』について」、「(4)人権啓発における街頭啓発への参加について」、「(5)『インターネット予約状況確認システム』について」、「(6)『~古賀を歩こう!~歩いてん道ウォークinハマボウまつり』について、『サンサン・仲間づくりウォーキング講座生募集』について(3課合同)、『平成28年度第1回健康づ

くり関連サポーター合同研修』について(4課合同)」について、事務局より説明)

委員:

『ハマボウまつり』は、7月16日土曜日、9時半から12時、花鶴が浜公園で行います。 雨天の場合は順延となります。ご参加をお願いします。

何かご質問はありませんか。

無いようですので、終わりのことばを委員お願いします。

委員:

みなさん、お疲れさまでした。